

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

岩手厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 5 月 31 日まで、A 社に勤務しており、申立期間の給料支払明細書を保管しているので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所記号番号払出簿によると、A 社は、昭和 58 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないが、申立期間のうち、同年 3 月 31 日から同年 5 月 20 日までの期間について、同社に係る雇用保険被保険者記録のある同僚は 7 人おり、当該期間において、常時 5 人以上の従業員を使用していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人が所持する給料支払明細書及び当該事業所に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 31 日から同年 5 月 20 日までの期間、当該事業所において勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内となり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和 58 年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は当該期間に適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していなかったと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人が当該事業所を同時に退職したと供述している複数の同僚に照会しても、退職日の具体的な日付を覚えていないとしており、当該期間において勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

また、申立人及び前述の同僚の当該事業所に係る雇用保険被保険者資格の喪失日は、いずれも昭和 58 年 5 月 20 日となっていることが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手国民年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年11月まで

私は、平成元年8月に職場を退職する際、事務の担当者から「国民年金に加入するように」と言われて、国民年金の加入を母に頼み、母が加入手続をして国民年金保険料を納めてくれたものと思っていたので、申立期間が国民年金に加入していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、申立人自身の関与が無く、申立人の母に加入手続を依頼していたとしているが、申立人の母は、申立期間に係る加入手続について記憶が定かでないとしており、具体的な加入手続の状況は不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無いとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見られないなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間、同年 8 月から 48 年 1 月までの期間及び 49 年 3 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 8 月から 48 年 1 月まで
③ 昭和 49 年 3 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年に結婚し、その後、義父が私の国民年金の加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料を、夫の分と一緒に一括して特例納付したと聞いたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の義父が昭和 51 年から 58 年頃までの間に申立期間の保険料を申立人の夫の分と一緒に特例納付したと主張しているものの、義父は既に他界しており、具体的な納付時期及び納付金額は不明である。

また、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は、申立人と同様に未納と記録されている上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、平成 21 年 10 月 30 日付けで昭和 48 年 2 月から 49 年 2 月までの期間と、平成 22 年 6 月 29 日付けで昭和 46 年 4 月から同年 7 月までの期間が、申立てに係る国民年金被保険者期間と統合処理されていることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするならば、保険料が還付されることになるにもかかわらず、その記録は見られない。

なお、申立人は、所持する年金手帳の国民年金欄に初めて被保険者となっ

た日が「昭和 45 年*月*日」と記載されているので、昭和 45 年*月から国民年金保険料を納付したことになるとも主張しているが、当該記載は国民年金の被保険者資格取得年月日を示すものであり、保険料の納付について証明するものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 724 (事案 64 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 4 月までの期間及び同年 8 月から 56 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 55 年 4 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 12 月まで

私は、亡き父が私の国民年金保険料を納付しておいたと言うのを何回も聞いているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人の父は既に他界しており、申立人の母も当時の状況に係る記憶が定かでなく、申立人からも申立内容を裏付ける具体的な説明が得られなかったこと、iii) 申立人の国民年金の被保険者資格取得日は平成 2 年 1 月 16 日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 4 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の亡き父が申立人の国民年金保険料を納付しておいたと言うのを何回も聞いているため、申立期間の保険料は納付されているはずだと強く主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

今から 10 年以上前に、自宅に訪れた A 市（現在は、B 市）の職員から、申立期間の国民年金保険料の納付を勧奨され、保険料 25 万円を一括で納付した記憶があるので、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金被保険者ではなくなった日の欄には、「昭和 59 年 6 月 28 日」、被保険者の種別の欄には「任意」、次に国民年金被保険者となった日の欄には、「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者の種別の欄には「3号A」と記載されており、同手帳には、申立人が申立期間において、国民年金に加入していたことを示す記載が無い。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、資格喪失日の欄には、「59. 6. 28(申出)」と記載があり、前述の年金手帳の記載内容は、同被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金に訪れた市役所の職員に複数年度の保険料を一括で納付したとしているが、制度上、過年度の国民年金保険料は社会保険事務所（当時）が、現年度の保険料は市町村が収納事務を行うこととされていたところ、B 市では、「市職員が戸別訪問によって収納していたのは現年度保険料であり、過年度保険料を収納することはなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 4 年 7 月 31 日まで
ねんきん定期便によると、私の標準報酬月額が昭和 62 年 10 月 1 日に一旦、41 万円から 30 万円に下がり、平成 4 年 8 月 1 日に再び 41 万円に戻っている。
申立期間において、給与支給額が下がることは無かったと記憶しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低額となっていると申し立てているが、A社の事業を承継したB社は、申立期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる資料を保存期限の経過により廃棄したことから、申立人に係る申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、B社から提出された申立人に係る人事関係資料によると、申立人は、昭和 62 年 4 月に係長格に昇進したことが確認できるところ、申立人と同時期に管理職に昇進したとする複数の同僚は、「管理職に昇進したことで残業代が支給されなくなり、給与支給額が大幅に減少した。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 62 年 10 月 1 日に標準報酬月額が 30 万円に定時決定されて以降、41 万円に随時改定された平成 4 年 8 月 1 日までに複数回にわたって標準報酬月額が増額されているところ、前述の複数の同僚についても、当該期間において、申立人と同様に複数回にわたって標準報酬月額が増額されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録を確認したところ、申立人の記録が遡って訂正された形跡は無く、それらの内容に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで
② 昭和 41 年 9 月 21 日から 42 年 11 月 17 日まで
③ 昭和 52 年 11 月頃から 57 年 10 月頃まで
④ 平成 9 年 10 月頃から 16 年 12 月頃まで

私は、申立期間①はA社においてB職として、申立期間②はC社においてB職として、申立期間③はD社においてB職として、申立期間④はE社においてF職及びG職として、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①から④までについて厚生年金保険の被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので私の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、申立人は同社の所在地はH地区であったと供述しているところ、オンライン記録では、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、管轄する法務局に照会したが、当該事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、申立人は、A社という名称の事業所における当時の事業主及び同僚8人の名前を挙げているものの、全員が所在不明であり、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

C社に係る申立期間②について、当該事業所は平成11年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に他界していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について、関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた7人のうち6人が、申立人

と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間当時、当該事業所で被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間③について、複数の元同僚の供述から、時期及び期間は特定できないものの、申立期間の一部について、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 57 年 8 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に他界していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について、関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた 7 人のうち 6 人が、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間当時、当該事業所で被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

E社に係る申立期間④について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について、当該事業所に照会したが、当時の社員を確認できる労働者名簿や厚生年金保険料控除等を確認できる資料が無いため不明であるとしている。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた 9 人は、申立人と同様に申立期間において、いずれも厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間当時、当該事業所で被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、G職をしていたと供述しているが、前述の厚生年金保険被保険者記録のある複数の者は、「申立人のことは記憶に無い。当時、現場で仕事をしていた者のほとんどが下請会社のF職であり、G職は下請会社が行っていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。